

## 船舶事故調査報告書

平成26年6月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年3月11日 20時28分ごろ以前の徳島県今切港 <small>いまぎれ</small> の今切川河口に設置された灯浮標に衝突時～今切川河口の消波ブロック付近での本船発見時の間）
発生場所	不明（今切川河口に設置された灯浮標～今切川河口の消波ブロック付近の本船が発見された場所の間）
事故調査の経過	平成25年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート（船名なし） なし、不詳 不詳 不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 37歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年2月12日 免許証交付日 平成25年2月12日 (平成30年2月11日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船首外板に破口、左舷外板に擦過傷
事故の経過	航行していた船舶（以下「A船」という。）は、今切川河口を航行中、防波堤で釣りをしていた人から、近くで衝撃音が聞こえたことを知らされて捜索をしたところ、河口に設置されている消波ブロック付近において、両色灯を点灯させて半没水している本船を発見した。 A船は、本船に人が乗っていないことから、乗組員が落水しているものと思い、知人の船舶（以下「B船」という。）に連絡を取り、捜索の支援を要請するとともに、海上保安庁への通報を依頼した。 海上保安庁は、平成25年3月11日20時28分ごろB船から本事故の通報を受け、巡視艇を出動させた。 A船、B船及び両船からの連絡を受けた他の僚船は、河口付近を捜索し、21時40分ごろ、漂流中の船長を発見して揚収したが、船長

	<p>は、自発呼吸をしておらず、ほぼ同時刻に到着した巡視艇によって上流の長原物揚場まで搬送された後、病院に搬送されたが、溺水による死亡と検案された。</p> <p>船長の死亡推定時刻は、20時20分ごろであった。</p> <p>本船は、巡視艇により、長原物揚場にえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約1.1m</p> <p>月齢：28.7</p>
その他の事項	<p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、船首船底に赤色の塗料が付着していた。</p> <p>徳島県は、今切川河口の中央部に赤色の灯浮標を設置しており、本事故後、同灯浮標に新しい擦過傷及びFRP片の付着が判明し、海上保安庁により、同灯浮標の塗料色と、本船の船首船底に付着していた塗料色とが、同一色であることが確認された。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、今切川河口を航行中、河口中央部灯浮標に衝突後、A船により、河口に設置されている消波ブロック付近において、無人で両色灯を点灯させて半没水した状態で発見され、海上保安庁が20時28分ごろB船から本事故の通報を受けたことから、20時28分ごろ以前の同灯浮標に衝突時から無人で発見された間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、今切川河口中央部の灯浮標に衝突したものと考えられるが、船長が死亡し、目撃者がいないことから、衝突に至る状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>船長は、衝突時以降に落水して溺水したものと考えられるが、落水及び溺水に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、今切川河口を航行中、河口中央部の灯浮標に衝突時以降において、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣等の適切な着用を心掛けること。</li> </ul>